

しあさい

だい しゅう
第45集

す しゃかい
住みよい社会をめざして



かん だ まち
菊田町

ねん がつ
2023年 3月

はっ かん 発刊にあたって

21世紀は人権の世紀と言われています。しかし、私たちの周りには、^{ぶらくさべつ}部落差別をはじめ男女差別など様々な人権侵害が後を絶ちません。^{しゃかいじょうせい}社会情勢の変化に伴い、インターネット上の差別やLGBTQなど、新たな人権課題が発生しています。

平和で豊かな社会を実現させるためには、相手の気持ちを考えることや思いやることの大切さを一人ひとりの心に訴え、すべての人々が個人として尊重され、相互に共存し得る取り組みを行うことが重要です。

菟田町においては、平成8年に制定した「菟田町差別撤廃をめざす人権擁護条例」の全面改訂を行い、あらゆる差別に対応するため、令和4年3月に「菟田町部落差別をはじめあらゆる差別解消をめざす人権擁護条例」を制定施行し、一人ひとりの人権が尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい人権の町づくりの「実現」に取り組んでいます。

今回で45集を迎えるこの「しおさい」は、学校や行橋人権擁護委員協議会、菟田町人権教育研究会の皆様が編集に参加され、話し合いを重ねて作成いたしました。この冊子が家庭、職場、学校、地域で人権問題を語り合う一助として活用され、人権の大切さを考えることを願い、発刊のあいさつとさせていただきます。



菟田町長 遠田 孝一

目次 令和4年度 人権週間入選作品 標語の部は各ページに掲載しています。

はじめに 「しおさい」を手にとったみなさまへ…………… 2P

1 同和問題 | インターネットと同和問題(部落差別)…………… 3～4P

2 子どもと人権 | 子どもが被害者、加害者にならないために…………… 5～6P

3 地域と人権 | 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して 7～8P

4 多文化共生 | すべての人に平和を…………… 9～10P

5 LGBT | 多様性を認め、ともに生きる…………… 11～12P

6 女性と人権 | 町民意識調査から見る男女共同参画…………… 13～14P

7 ワーク・ライフ・バランス | 育児休業(仕事と育児の両立)について知ろう 15～16P

令和4年度 人権週間入選作品 ポスターの部 17～18P

「しおさい」を手にとってくださいみなさまへ

「しおさい」とは「潮のみちてくるときに波のたちさわぐこと」であり人権意識の高まりを期待して表現しています。

第1集の発刊は1979(昭和54)年3月です。今回で45集を迎えました。

人権とは、「人間が人間らしく生きる権利で、だれもが生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだとなわしたちは考えています。しかし、現実の社会では様々な人権問題によって、つらく苦しい思いをしている人がたくさんいます。

この冊子は、人権問題を他人事ひとごとと思わずに自分自身の問題としてとらえ、正しい知識と認識を深めてほしいという願いを込めて作成しています。

明るい町 それは差別のない町

住みよい町 それは一人ひとりの人権が大切にされる町

すべての人が、命の大切さや尊さに気付き、他人への思いやりをもって共に幸せな日々を過ごせるように、ひとつのきっかけとしてこの冊子を活用してください。

菟田町の「人権の花運動」

菟田町では毎年町内の小学校の協力のもと、人権の花運動に参加し、**ひまわりの花**を育てています。

児童が相互に協力しながら花を育てることで、やさしさや相手に対する思いやりの心、生命の尊さを実感し、豊かな人間性をはぐくむことを目的としています。

採取した種は、思いやりの心が広がっていくよう願いを込めて、風船につけて空へ飛ばします。

2023年は馬場小学校で行われます。

2022年11月7日、与原小学校で▶
人権の花運動の感謝式が行われました。

その時の風船を拾ってくれた方から、連絡をいただきました。



インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。近年ではスマートフォンの急速な普及に伴い、青少年や高齢者にとっても身近なものになっています。

しかしその反面、SNSでの特定の個人や団体を対象とした誹謗・中傷、同和問題や外国人、障がい者等に関する差別的な表現の書き込み、個人情報掲載などによるプライバシーの侵害など、インターネット上での人権を軽視した行為が大きな問題となっています。



※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)・・・インターネットを通じて人と人をつなげるサービス。

同和問題

とは 日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態を強いられ、現代社会においても、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の人権問題です。

同和問題(部落差別)の解決に向けた

これまでの経緯と課題

同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体とともに、昭和44(1969)年から平成14(2002)年までの33年間、特別措置法に基づき、生活環境の改善や教育文化の向上等を目的とした同和对策事業が推進されました。

その結果、生活環境面の改善などは一定の成果をあげることができました。

しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案は依然として存在しています。また、近年は、インターネット上で差別を助長するような書き込みがされるなど、同和地区、被差別部落出身者等への偏見や差別は、現在もまだ存在しています。

部落差別解消推進法

平成28(2016)年12月に成立・施行した「部落差別解消推進法」第1条には「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」として「部落差別は許されない」との認識のもと「部落差別のない社会を実現することを目的とする」としています。

そして、部落差別解消に向けて「相談体制の充実」「教育及び啓発」「実態に係る調査」の施策が示されています。

インターネット上の同和問題(部落差別)

情報化の進展に伴って、同和問題(部落差別)を取り巻く環境は、インターネットの匿名性を悪用した差別情報の掲載等の問題など状況は大きく変化しています。

旧来の建造物やポスターなどへの差別落書き、また差別投書を行う行為と、ネット上での書き込みや動画投稿などは、手法が手書きからキーボード等に変化しただけで、差別行為という点では同様です。しかし、その社会的影響は大きく異なります。

落書きや投書といったものは、消したり回収することで差別状態は収束します。しかしネット書き込みでは、時間的・地理的に制約がなく、不特定多数の人が対象であること、また情報発信や複製・再利用が容易で極めて長期間持続します。

世界中 みんなもってる 大切ないのち

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

片島小学校 3年

山本 耀斗

ネット上の差別事件の現状

ネット上の差別事件は爆発的に増加しています。またその内容も、極めて悪質になる傾向にあります。これらのことから、差別行為者が持つ差別意識、その意識を実際の差別行為に至らしめるハードルが極めて低くなっていることが考えられます。

ネットが普及するまでの差別事案は、相手が身近にいることから、相手の痛みや怒り・悲しみが分かりやすく、それがブレーキにもなりました。しかしネット上では、匿名であることを隠れ蓑にして一方的に攻撃します。さらに相手の痛みがみえないので、表現はどんどん過激になり、そして拡散していきます。これがネット差別の怖いところです。

また、「暴き」「晒される」という部落差別の新しい形態も報告されています。これは同和地区等の所在地情報や個人情報などがネット上に公開され、プライバシーが暴かれ晒され侵害されているという問題です。このことにより、「就職差別」「結婚差別」「不動産に関わる土地差別」など、人生の節目に大きな影響を及ぼす差別が一層顕著になる恐れが出てきています。

ふるさと

「ふるさとをかくす」ことを

父は

けものような鋭さで覚えた

ふるさとをあばかれ ふたたびかえらぬ友がいた

ふるさとを告白し 許嫁者に去られた友がいた

わが子よ

お前には 胸張ってふるさとを名のらせたい

瞳をあげ 何のためらいもなく

「これが私のふるさとだよ」と

名のらせたい

詩集「ふるさと」より

※許嫁者：婚約者

丸岡 忠雄
まるおか ただお



丸岡忠雄さんは山口県出身の詩人です。この詩は、誕生した自分の子どもに対して、堂々と自分の「ふるさと」を語れる人間になってほしいという願いを込めてよまれたものです。



「ふるさと」は自分自身の心のルーツともいえる場所です。しかし、「ふるさと」を思うとき、心に痛みを伴う人がいます。「これがわたしのふるさとです」と胸を張って語りたくても語ることができない人たちがいます。その心の痛みを、思いを巡らせてみましょう。そして、その痛みがどれほどのものなのか想像してみましょう。心の痛みを想像し、自分自身と重ね合わせることで、自分にできることは何か、やるべきことは何かが見えてくるのではないのでしょうか。

平和の輪 みんなでいっぱい 広げよう

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

馬場小学校 3年

浦野 雄太郎
うらの ゆうたろう

あなたのお子さんは大丈夫？

インターネット(以下ネット)の普及に伴い、最近の子ども達は、生まれた時から身近にスマートフォンやタブレット、パソコンなど、ネットを手軽に利用できる環境にあります。特にコロナ禍では、学校ではオンライン授業をしたり、ビデオ通話によるオンライン帰省や、未就学児もゲームや動画視聴など、活用の仕方が変わりました。

しかし、便利になった反面、危険も潜んでおり、ここ数年、ネットを悪用した犯罪が多数発生しています。子ども達が、ネットに対する十分な理解がないまま利用することで、トラブルに巻き込まれたり人権侵害を受ける可能性もあります。知らないうちに被害者だけでなく加害者になることもあります。

子ども達がこれからの社会で育ち、生きていく上で必要不可欠なネットと、どのように関わればいいのかを考え、上手にネットを活用する手助けをしていきましょう。



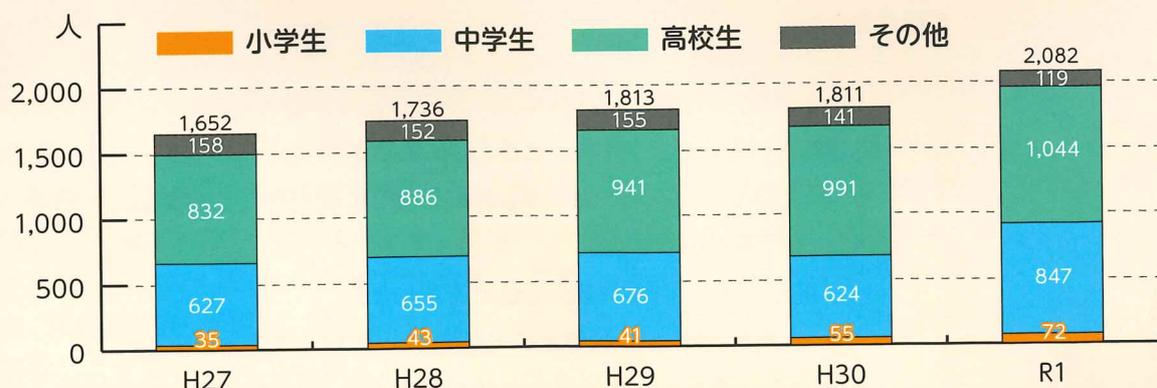
インターネットによる人権侵害



どのような人権侵害が起こっているのでしょうか？

ネットいじめ	SNSでの悪口や仲間外し
個人情報の流出	名前、電話番号、住所、写真など、個人を特定できる情報を流出させる書き込み
児童ポルノ	児童(18歳未満)の下着や裸の写真などの掲載

SNSによる被害児童生徒数の推移



2021年版警察庁・文部科学省「守りたい大切な自分 大切な誰か」より

おたがいに 言えるといいな ありがとう

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

馬場小学校 4年

浦田 莉緒奈

実際にどのような被害に巻き込まれたのでしょうか？

事例① 無料通話アプリでの悪口、仲間外し

うっかり「？」をつけ忘れて…

一方的にグループを外された



仲良しの友達とやっているグループトーク。書き込みの後に、「？」をつけ忘れてました。



その後、書き込みを見た友達から、「ひどくない？」と書き込まれ、一方的にグループから外されました。

相手のことを考えて

無料通話アプリのグループトーク内で、言葉の意味のすれ違いから、その子をグループから一方的に外したり、無視したりするのは、「いじめ」です。大人の見えないところで、繰り返されるため、人の心を深く傷つけます。時には、命に関わる深刻な事態になることがあります。

メッセージを送る時は、「この文章で相手に伝わるかな？」と確認しましょう。

また、他人の悪口や差別的な内容は、絶対に書き込まないようにしましょう。



事例② なりすまし投稿による被害

SNSで知り合い、会うことになって…

実際に会うと別人で、怖い目にあった



SNSで同学年の友達ができ、「今度ライブに一緒に行かない？」と誘われました。



当日、待ち合わせの場所に行くところ、SNSの写真とは全く違う男の人が現れ、誘拐されそうになりました。

自分を守るために

現代では、SNSを通じて、同じ趣味をもつ人と、簡単に会えるようになりました。しかし、実際に会って事件やトラブルに巻き込まれるケースが年々増えてきています。

SNSでは、誰もが性別や年齢を簡単に偽ることができ、相手が本当のことを言っているとは限りません。

SNSなどのコミュニティーサイトは、便利な反面、危険が潜んでいます。

常に「大丈夫かな？」という危機意識をもつようにしましょう。



人権侵害の被害者、加害者にならないために、何ができるでしょう？

インターネットを正しく利用するためのチェックポイントです。以下のポイントに気をつけて、自分の人権も、友達の人権も大切に守りましょう。

- SNSを使って書き込みを行う時は、使用する言葉に注意する。
- 写真や動画など、個人情報や安易に掲載しない。
- インターネット上で知り合った人とは、安易に会わない。
- 他人になりすまして、書き込みをしない。
- 顔の見えないコミュニケーションだからこそ、相手の人権を尊重するように心がける。

参考資料【2021年版警察庁・文部科学省「守りたい大切な自分 大切な誰か」】



思いやる 大切な心 忘れずに

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

片島小学校 4年

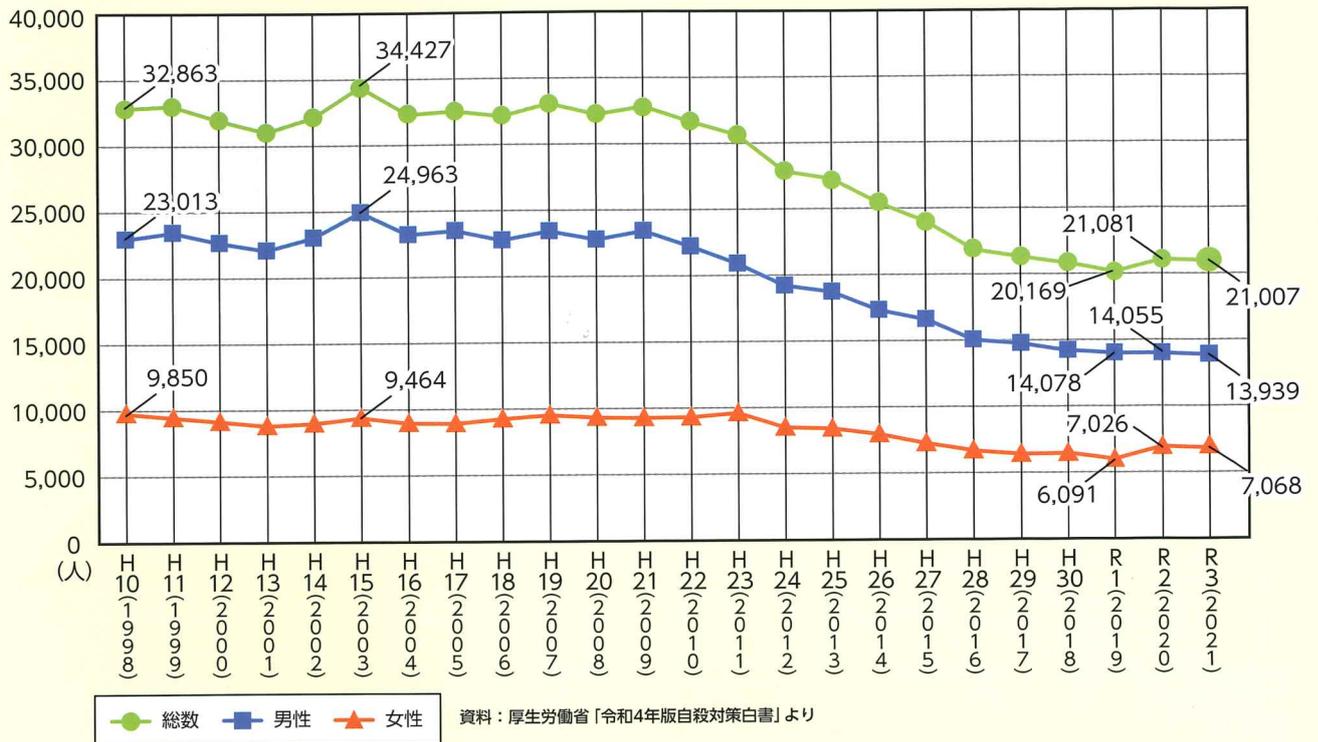
さきはら みらい 笹原 未徠

平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」とみられがちでした自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、様々な取り組みの成果の結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少してきました。

しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超えており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。

特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になっています。

自殺者数の推移 (自殺統計)



学生・生徒等の自殺者数の推移



消せないよ 一生残る デジタルタトゥー

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

刈田小学校 5年

たきのこはる 滝野 心暖

ない社会の実現を目指して

自殺の背景は、病気や障がいなどの健康問題、失業や倒産、^{たじゅうさいむ}多重債務、長時間労働などの社会的・経済的問題、職場や学校、家庭の問題といった様々な社会的要因が複合的に絡み合い、^{から}心理的に追い込まれてしまった末のものです。

今、^{なや}悩みを抱えている方へ

眠れない、食欲が出ない、疲れがとれないなど、いつもと違う心身の不調を感じたり、学校や仕事、家族、健康のことなどで不安があったりしていませんか。

そのようなときは、決して一人だけで悩みを抱えず、まずは誰かに話してみてください。あなたの周りにはたくさんの人が、あなたの支えになりたいと思っています。あなたが相談できる場所は全国各地にありますので、気軽にご連絡ください。



『いつもと違う』に気づいたら

食事量が減った、普段より疲れた顔をしている、ため息が目立つ、口数が減った…、家族や仲間など身近な人が「いつもと違う」様子ということはありませんか？ 周囲が気付かないうちに一人で大きな悩みを抱えて、精神的に追い詰められ、最悪の場合は自ら命を絶ってしまうことも。

大切な人の命を守るために、「いつもと違う」様子に気づいたら、勇気を出して声をかけてみませんか？



政府広報オンライン：あなたもゲートキーパーに！
大切な人の悩みに気づく、支える より

ひとりで悩まないで、ご相談ください。

自殺予防に関する福岡県内の相談窓口のご案内

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/soudannmadoguti.html>

福岡県 自殺 相談



SNS相談等を行っている団体一覧

チャット等で相談ができます。悩みを相談してみませんか。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_sns.html

自殺 SNS相談



君とぼく ちがう個性 みとめあう

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

白川小学校 5年

黒川晴



ウクライナ避難民から見た平和



2022年2月にロシアによるウクライナ軍事侵攻が始まりました。政府は3月に避難民の受け入れを表明し、現在、2,076名のウクライナ避難民が日本に滞在しています。(2022年11月1日現在)

苅田町にも4月に、戦火を逃れ、ライサ・ズブチェンコさんが来日されました。苅田町で新たな一歩を踏み出したライサさんに、日本での暮らしや平和な未来への思いを伺いました。

Q

ロシア侵攻前のウクライナについて、教えてください。

A

いい国でした。普通の日常がありました。それぞれ人生の目標があって、それに向かってがんばっていました。安定した毎日がありました。祭日があればそれを祝い、家族と過ごす休日を待ちわびる、他の国の人と変わらない普通の人生がありました。今の時代に、自分の国で、自分の町で、こんな最悪なことが起きるとは、想像もしていなかったです。



ライサ・ズブチェンコさん

- ウクライナ ドネツク州出身
- ウクライナ語教師

Q

侵攻後、どのように生活が変わったか教えてください。

A

私たちの町ドネツクは2014年から変わりました。誰もがこんなに長く、さらに悪くなるとは考えてもいませんでした。私が住んでいたアパートは爆撃地から離れていたのですが、これまでは大丈夫でしたが、この春から問題が大きくなりました。まず、水が出なくなりました。いつどこにミサイルが来るかわかりませんでした。ドネツクでは攻撃があるときでも空襲警報は鳴りません。本当に突然、ミサイルが落ちることが増えました。

私は来日する前の週末まで教鞭をとっていたんですが、学校で州のどこかの学校が爆撃されたとの情報が入ったときは、子どもたちと地下に逃げました。学校に爆弾が隠されているかもしれないと兵士が来たときは、子どもたちと遠くに逃げました。安全な時は元気な普通の子どもたちです。その子どもたちも避難するときは、泣き出し、怯え、みんな怖い思いをしました。いつ何が起きるかわからず、子どもたちは常に緊張し、リラックスできずにいて、学校での勉強も難しくなり、だんだんオンライン授業ばかりになりました。



夫とウクライナの国花・ひまわり

Q

日本に来てから、しばらく経ちますが、苅田町をどのように感じますか。

A

苅田町の自然や人について、いつも驚いています。人は礼儀正しく、町は清潔でとてもきれいです。とても今、幸せです。いつも苅田町には感謝しています。

しないでね 自分がされて いやなこと

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

苅田小学校 6年 おおばえ ここね 大生 心音



ウクライナの将来についての希望を教えてください。



子どもたちがいつもどおり学校に行き、大人はいつもどおり仕事に行く。そんな普通の暮らしが戻ってほしい。早く平和を取り戻したいです。国によって、その国に住む人々が代価を払うことがあってはならない。どの国の人でも平和に暮らさなければならない。私はウクライナ人だ、ロシア人だ、日本人だ、〇〇人だ、は意味がありません。世界中のどの人も平和の中で暮らさなければならない、と思っています。



Посвящается городу Канда

Я в Японию к дочке недавно приехала
В город Канда, он славный такой, небольшой,
По сравнению с мегаполисом крохотный!
Но с открытой и чистой душой!
Уникальное расположение
Между морем и горным хребтом
Развивает воображение
Заставляет думать о том,
Что природа невообразимые
Чудеса виртуозно творит,
А рука Человека без усталости
Все по-своему сделать спешит.
Трудом забрать для суши кусок моря
В цветущий городок его преобразить
Чтоб люди здесь, не зная бед и горя,
Могли в счастливом мире долго жить!
И выросли дома,
заводы, фабрики,
И школы, и дороги, и мосты!
И уж «НИССАНа» новые модели
Известны всему миру и нужны!
Шесть школ начальных и две средних,
и есть тоже
И техникум, и даже институт!
И вылечить больных в
большой больнице можно,
И дать нуждающимся помощь тоже могут тут.
Есть храмы, порт и супермаркеты и парки,
И яркий «Ямакаса» фестиваль,
И даже проезжали как-то через Канду
Ретро Машины, и умчались вдаль.
И с каждым годом Канда вырастает
И ширится и движется вперед!
И многим людям вскоре домом станет,
Ведь силы жить, творить, любить она даёт!
Живи и процветай, японский город!
И буду очень рада я тому,
Что, если это будет в моих силах,
Я тоже помогу вам, чем смогу!

荻田町へ捧げる詩 作 ライサ・ズブチェンコ

つい最近、日本にいる娘のもとにたどり着いた。
荻田町は、小さいけれど、なんと輝かしい町だろう。
大都市と比べるととても小さい町なのに。
オープンで純粋な魂がそこにはある。
この地は海と山に囲まれ、とてもユニークだ。
それは想像力を育み、人々を考えさせる。
そして、それは想像を超えた奇跡を見事に起こした。
「人々の手」のたゆまぬ力で、海の一部を取り、それは地の一部となった。
そして、繁栄へとつながっている。
だからこの人々は、トラブルや悲しみを知らずに、長い間平和な世界に住むことができるのだ！
「日産」の新モデルは世界中で知られ、必要とされている！
小学校は6校、中学校は2校あり、工業高校、工業大学もあり、専門学校もある。
そして病気の人には大きな病院で治療することができる。
困っている人がいれば助けてくれる人がいる。
寺や港、スーパーマーケットや公園、そしてすばらしい山笠という祭りがある。
レトロな車も町を通り抜けて、遠くへとスピードを上げていく。
この町は毎年成長し、拡大し、前進している。
そして、多くの人々がこの町を彼らの家にする事だろう。
なぜなら、この町が、生きる力、創造する力、そして愛する力を与えるからだ！
日本の町、荻田の町がますます繁栄すること！
私の力が助けになればとてもうれしい。
出来る限り、私も力になりたい。



日本に住む私たちにとっては、平和であることが当たり前です。しかし、世界を見渡せばウクライナに限らず、様々な国で平和が踏みにじられています。子どもたちの未来のためにも、世界の惨状に思いを馳せ、私たちにできることを考え、平和な未来を描いていきましょう。

世界中 一人一人に 同じ価値

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

荻田小学校 6年

ひろせ 廣瀬 あかり

エルジーピーティー

LGBT基本の知識 ~ SOGI・LGBTについて知っていますか? ~

性的指向

Sexual
Orientation

S O

L

Lesbian
レズビアン女性として
女性を好き
になる人

G

Gay
ゲイ男性として
男性を好き
になる人

B

Bisexual
バイセクシャル異性を好きになる
こともあれば同性
を好きになること
もある。性的指向
が男性・女性どち
らにも向く人

性自認

Gender
Identity

G I

T

Transgender
トランスジェンダー出生児に割り当てられた性
別と性自認が一致しない状
態の人(性別不合の人を含む)

このように、性的指向が異性に向く人もいれば、性的指向が同性に向く人、性別を問わず男女両方に向く人もいます。性的特徴(からだの性)と性自認が一致している人もいれば、出生時割り当てられた性別と性自認の違いに悩む人もいます。また他者に性的関心を抱かない人(A:アセクシュアル)、自分の性別を決めていない人(Q:クエスチョニング)など、さまざまな人がいます。



さまざまな悩みを抱える性的マイノリティの人々

差別や偏見を恐れて、本当の自分を隠し続けている人は今もなお多くいます。一例にすぎませんが、具体的にどのような悩みや困りごとがあるのでしょうか。

地域・社会

家庭や地域での孤立、疎外

- ・地域や近所の人との理解を得られるか不安
- ・LGBTへの偏見から家が借りにくい

同性カップルが抱える困難

- ・同性同士の結婚が認められず社会保障制度や福利厚生制度が利用できない
- ・法的に夫婦として認められないため、同性パートナーの命にかかわるケガや病気の治療の同意者になれなかったり、ICUに入っているパートナーに面会できなかったりする

災害時に直面する困難

- ・避難所で「家族」として生活場所を確保できない
- ・同性パートナーの安否確認をしようとしても「家族」として扱ってもらえない
- ・特にトランスジェンダー当事者が下着や生理用品などの男女別の物資を受け取りづらい
- ・特にトランスジェンダー当事者が、トイレ・更衣室・入浴施設などを安心して利用できない

学校

学校生活でのストレス

- ・男女別の空間(トイレ、更衣室など)や制服、水着、髪型、ランドセルの色などに違和感を覚える
- ・「男らしくしなさい」「女らしくしなさい」と言われることを苦痛に感じる
- ・LGBTであることを気づかれないようにふるまうことが、ストレスになる

自分探し、仲間探しが困難

- ・家庭や学校で孤立しやすい
- ・どのように生きればいいのかわからない
- ・誰に相談したらいいのかわからない
- ・いじめられることが怖い、理解されないことや否定されることへの不安感などから、自分が性的マイノリティの当事者であることを周囲の人に打ち明けられない
- ・悩みや不安の解決に役立つ適切な情報にたどり着けない

職場

就職困難

- ・性自認と戸籍上の性別の不一致による採用時の不安
- ・履歴書や求職票に、性別の記載や写真の添付を求められ就職活動が難しくなる

職場での差別

- ・採用後の職場でのいじめ、からかい
- ・会社や上司に性の多様性や LGBT に対する理解がなく、カミングアウトできない

このように、性的マイノリティの人は学校、職場、地域社会で、さまざまな困難と差別的な扱いに直面しています。そして、人に打ち明けることができず一人で悩み続ける人たちがいます。

多様な性を認め合う ～ALLYになろう～

ALLY(アライ)は、英語の「Ally(同盟 / 支援者)」が語源で、性の多様性を理解して、自分にできることは何かを考えて行動する人のことをいいます。

大切な人が打ち明けてくれた時、まずはそれを受け止めてゆっくり話を聞いてあげるだけでも、それはアライとしての立派なアクションになります。

性的マイノリティの人たちが生きやすい社会とは、どのようなものでしょうか。

- 性の多様性を知り、たとえすぐに理解できなくても、自分の価値観や固定観念を他者に押し付けず、まず否定しない
- 学校や職場において、性自認や性的指向、ジェンダー表現(性表現)を理由に、蔑称を用いる言葉を言ったり、いじめたり、笑いのネタにしない
- 性自認や性的指向、ジェンダー表現(性表現)によって評価しない
- 自分の周りに性的マイノリティの人がいると思って行動する

など、多様性を認め合う社会に向けて、私たち一人ひとりにできることがまだ多くあります。そして一人ひとりの行動が社会をよりよく変えるきっかけにつながります。

苅田町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

苅田町は2023(令和5)年4月から、性的マイノリティのカップルやその家族の関係にある方を支援する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用を開始します。

婚姻とは違って法的効力はありませんが、多様な生き方に寄り添い応援することが当事者にとって大きな励みとなっています。自治体によって施策の内容は異なりますが、苅田町で利用できる行政サービスについては、町のホームページをご覧ください。▶



6

女性と人権

ちょう ぶん い しき ちょう さ

だん じょ きょう どう さん かく

町民意識調査から見る男女共同参画

調査について

この調査は、町民の男女共同参画に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する状況や意識を把握し、今後の「男女共同参画社会」の実現に向けての施策推進のために策定する『第3次男女共同参画行動計画』の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

調査の概要

- ◆調査地域 苅田町全域
- ◆調査対象 18歳以上の男女 2,000人
- ◆回収数 720人 回収率 36.0%
- ◆抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ◆調査方法 郵送による配布・回収
- ◆調査期間 令和3年9月13日～30日

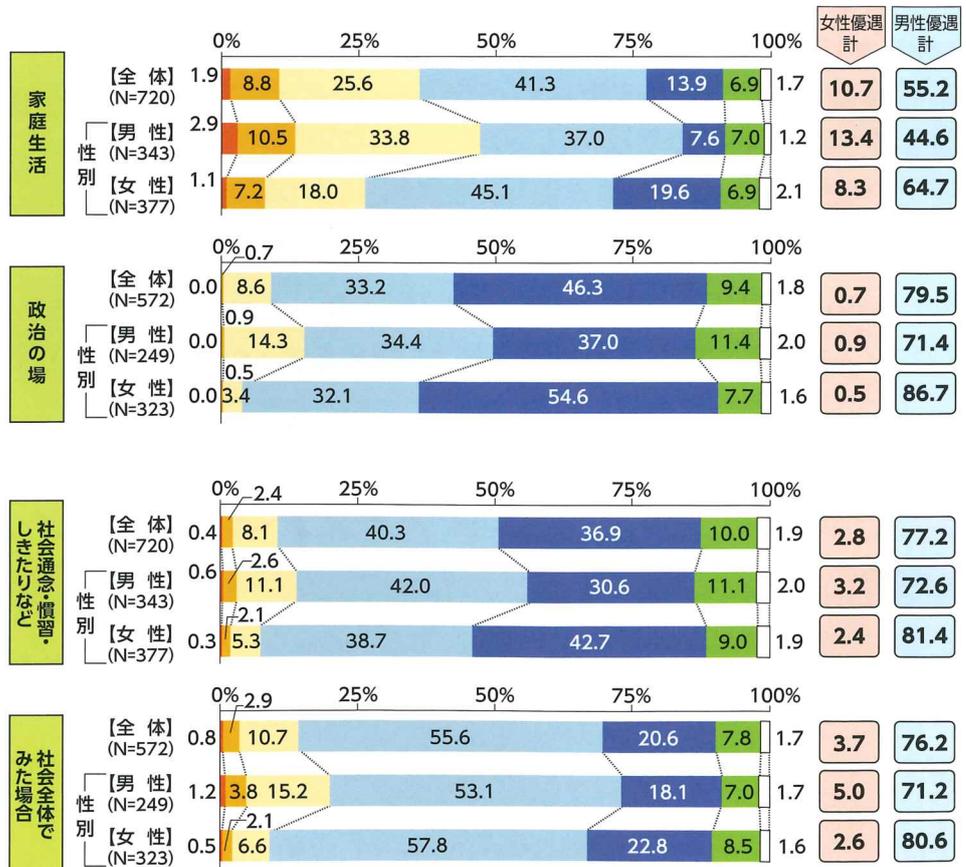
男女共同参画に関する考え方

男女の地位の平等感

Q あなたは次にあげるような分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

A 「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」では『男性優位』が7割台後半から約8割と非常に高くなっています。いずれの分野についても女性の方が男性よりも不平等感を感じており、特に「家庭生活」では、「平等」が男性は3割強であるのに対し、女性は2割弱と、性別による認識の差が大きくなっています。

- 女性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 男性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答



ネットでも 画面の向こうに 優しさを

令和4年度人権週間入選作品

標語の部

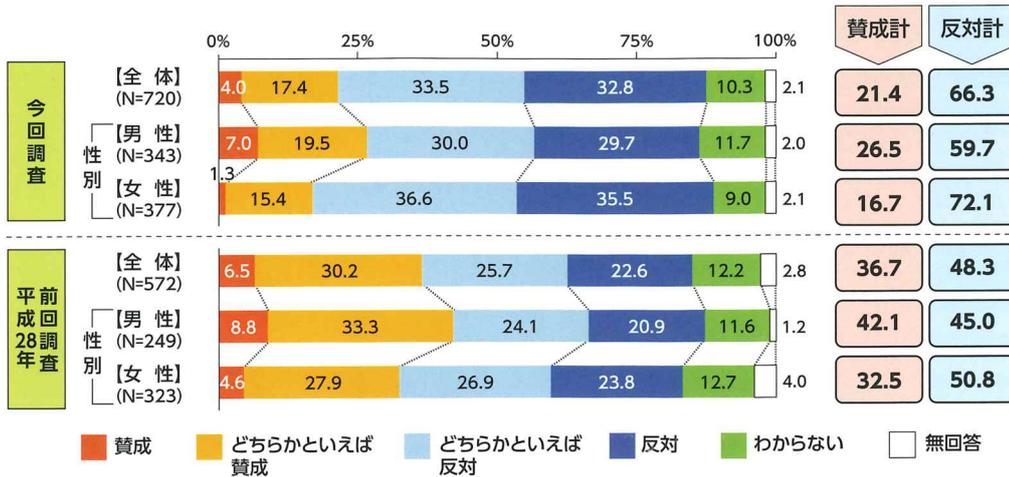
新津中学校

2年 浦本 こはる

性別役割分担意識

Q 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について、どう思いますか。

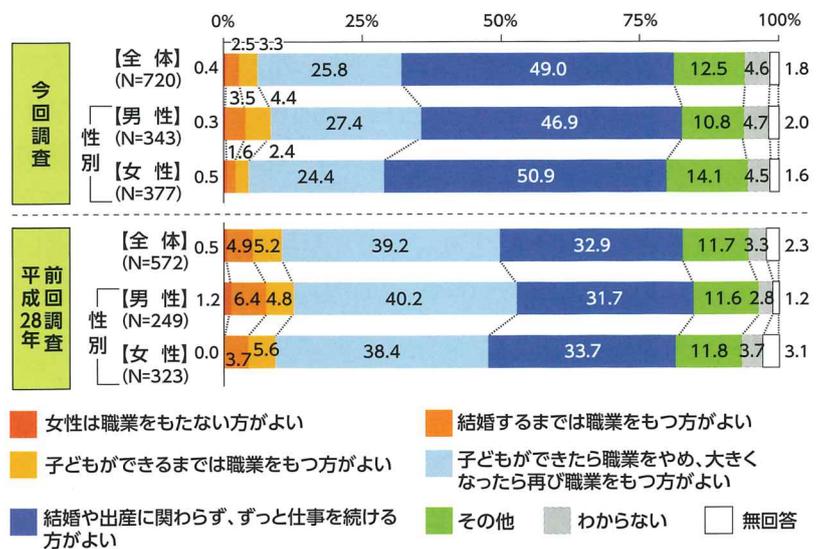
A 『賛成』が約2割、『反対』が6割台半ばで、前回調査から『反対』が大きく増加しています。『反対』は男性で約6割、女性では7割を超え、男女とも『反対』が高くなっており、苅田町においては固定的性別役割分担意識が解消されつつあるといえます。



女性が職業をもつこと

Q 一般的に「女性が職業をもつこと」について、あなたはどうお考えですか。

A 約半数が「結婚や出産に関わらず、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答しており、前回調査から約16ポイント増加しています。一方、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は、前回調査から約13ポイント減少しており、女性が結婚や出産で就業を中断することなく働き続けることを支持する人が増えています。



苅田町では固定的な性別役割分担意識がかなりの程度解消され、また女性の就業継続を望ましいと考える人が増えていますが、実際の社会はまだまだ男性優位であると認識されているのが現状といえます。調査結果の詳細につきましては、町ホームページにて公開しています。

町では苅田町第2次男女共同参画行動計画(後期)において「わたしとあなたの生き方を認め合い、支え合い、未来につながるまちかんだ」を町の将来像として掲げ、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

空気よむ それよりもえに 心よめ

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

新津中学校 2年

すえなが いくむ 末永 育夢

日本における仕事と育児の両立の現状

男女の現状

女性は第1子出産後、約5割が出産・育児により退職しています。主な退職した理由は、「仕事は続けたかったが仕事と育児の両立の難しさで辞めた」、「転勤等で就業継続が困難」となっています。6歳未満の子どもがいる夫の場合、家事・育児関連時間は、1時間程度と国際的にみて低水準となっています。



育児休業の取得状況

育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準となっています(令和2年:男性12.65%)。男女間で大きな差があります。



男性育児休業の状況

育児のための休暇・休業の取得を希望していた男性のうち、希望したが取得できなかった者の割合は、約4割であり、希望が十分になっていない現状があります。男性の育児休業を取得しない理由としては、収入の減少、業務の都合や職場の雰囲気といったものがあげられます。取得ニーズの高い時期としては、子の出生直後の時期が高いことからその時期の休業の取得を現行の育児休業よりも柔軟で取得しやすい枠組みを設けることで促進されることが考えられます。



改正育児・介護休業法について

2022年10月1日施行

育児・介護休業法の改正により、子どもが産まれた直後の時期に柔軟に育児休業が取得できるよう、「産後パパ育休」が創設されました。子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できるようになります。産後パパ育休中に一部就業することもできます。(労使協定と個別合意が必要)1歳までの育児休業も、2回に分割して取得できるようになります。今後、この制度を活用し、男女問わずワーク・ライフ・バランスの取れた仕事と家庭の両立が出来ることが期待されています。

「行きたくない」が「生きたくない」になる前に

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

刈田中学校 3年

白石 ちひろ

(仕事と育児の両立)について知ろう

みんなの疑問に答えます Q&A

Q 父親が育児をするといふことがあるの?

A 子どもは日々成長します。昨日できなかったことが今日できるようになったことに気付けるのは育児の最高の喜びです。

Q 会社から育児休業を取ることを拒否された。
昇進に影響がないか不安…

A 会社は育児休業の申出を拒めません。育児休業の取得は、法律上の権利です。また、育児休業を理由とした降格、不利益な配置転換等は禁止されています。



Q 育児休業はどんな制度?男性もとれるの?

A 出産から原則1歳(保育所に入所できないなどの場合は最長で2歳)まで取得できる休業です。出産した女性(母親)だけでなく、父親である男性も育児休業を取得できます。夫婦ともに育児休業を取得した場合には、1歳2か月までの間1年間取得できます。(パパ・ママ育休プラス)

Q 育児休業を取ったら、収入が心配…

A 育児休業給付金が支給されます。育児休業開始から180日間は賃金の67%、それ以降は50%です。育児休業中は社会保険料が免除されます。

今後の取り組み、まとめなど

男性の育児休業取得を促進することは、取得を望む男性の仕事と家庭の両立の希望をかなえることへの一歩です。男女問わずバランスの取れた働き方ができる職場環境の実現につなげていくことで、第1子出産後に約5割の女性が出産・育児により退職している現状において、女性の仕事と家庭の両立にもつながります。また、夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また第2子以降の出生割合も高い傾向にあり、少子化対策にもつながると言えます。



気づいてる 自分の楽が 相手の苦

令和4年度人権週間入選作品 標語の部

荻田中学校 3年

ほしもとことは
星本 琴葉



令和4年度

人権週間入選作品

ポスターの部



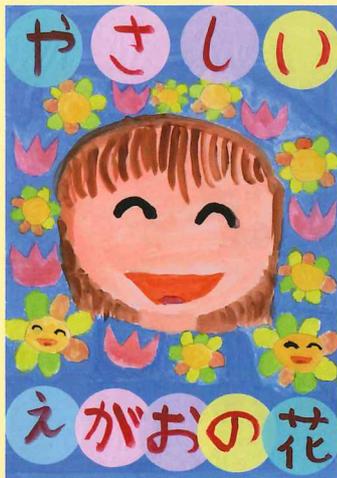
馬場小学校 1年 なかむら じゅり
中村 珠莉



南原小学校 1年 ますだ ひかり
益田 光莉



苅田小学校 2年 うらた ぎんじ
浦田 銀次



与原小学校 2年 にしむら ほのか
西村 穂華



南原小学校 3年 かなもり みわ
金森 美和



南原小学校 3年 おおおか 大岡 くるみ



馬場小学校 4年 はんじょう りん
繁昌 綸



与原小学校 4年 のがわ ももな
野川 桃菜



苅田小学校 5年 ひがし りの
東 琳乃



与原小学校 5年 後藤 健



南原小学校 6年 下崎 莉子



与原小学校 6年 玉井 柚羽



苅田中学校 1年 岩田 愛叶



苅田中学校 1年 精 成良



苅田中学校 2年 石橋 煌生



苅田中学校 2年 速見 柚帆



新津中学校 3年 森河原 ゆら



新津中学校 3年 稲生 裕

「しおさい」についてのご意見をお聞かせください。今後の参考にしたいと思います。

苅田町 住民課 人権男女共同参画室

苅田町富久町1丁目19番地1 TEL 093-434-1958 FAX 093-436-3014
<https://www.town.kanda.lg.jp>



蒔田町部落差別をはじめあらゆる差別解消をめざす 人権擁護条例

令和4年3月28日
条例第6号

■目的

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言並びに部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消をめざし、すべての町民の基本的人権が尊重される明るい町の実現に寄与することを目的とする。

■町の責務

第2条 町は、前条の目的を達成するため、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

■町民及び事業者の責務

第3条 町民及び事業者は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らも人権侵害となる行為をしないように努め、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するための施策に協力するものとする。

■施策の推進

第4条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するために必要な施策について、町民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

■相談体制の充実

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめあらゆる差別に関する相談に的確に応ずるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

■教育及び啓発

第6条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するため、必要な教育及び啓発に努めるものとする。

■推進体制の充実

第7条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

■委任

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

■施行期日

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(蒔田町差別撤廃をめざす人権擁護条例の廃止)
- 2 蒔田町差別撤廃をめざす人権擁護条例(平成8年蒔田町条例第7号)は、廃止する。

2023年 じんけん相談ナビ

電話で

人権相談全般

- 福岡法務局行橋支局
☎ 0930-22-0476
月～金 (8:30～17:15)
- 行橋人権擁護委員協議会
☎ 0930-22-0500
月・水・金 (9:00～16:00)

高齢者相談窓口

- 苅田町地域包括支援センターかんだ
☎ 093-436-1301
月～金 (8:30～17:00)
- 苅田町地域包括支援センターおばせ
☎ 093-482-2523
月～金 (8:30～17:00)
- 苅田町地域包括支援センターしらかわ
☎ 0930-23-7227
月～金 (8:30～17:00)

青少年相談窓口

- 苅田町教育相談室
☎ 093-436-1152
月～金 (8:30～17:15)
- 家庭児童相談室
☎ 0930-24-3598
月～金 (8:30～17:15)
- 児童相談所(京築児童相談所)
☎ 0979-84-0407
月～金 (8:30～17:15)
- 児童相談所虐待対応ダイヤル
「189(いちはやく)」 ☎ 189

男性のための電話相談

- あすばる相談室
☎ 092-584-4977
第1・3 土曜日 (14:00～16:00)
第2・4 金曜日 (18:00～20:30)

女性相談窓口

- かんだ女性ホットライン
☎ 093-436-4522
月～木 (8:30～17:15)
- 配偶者暴力相談支援センター
☎ 0930-23-2460
月～金 (8:30～17:15)

子どもホットライン24

(24時間相談対応)

京築地区 ☎0979-82-4444

障がい者相談窓口

- 福岡県京築保健福祉環境事務所
☎ 0930-23-2970
FAX 0930-23-4880
月～金 (8:30～17:15)
- 福岡県障がい者更生相談所
☎ 092-586-1055
FAX 092-586-1065
月～金 (8:30～17:15)
- 福岡県精神保健福祉センター
☎ 092-582-7500
FAX 092-582-7505
月～金 (8:30～17:15)
- 障がい者110番
☎ 092-584-6110
FAX 092-584-6110
月～金 (9:00～17:00)
- 障がい者虐待防止ホットライン
☎ 093-588-1234 24時間 365日

消費生活相談窓口

- 苅田町役場 ☎ 093-434-3352
月・水・金 (9:00～17:00)

外国人相談窓口

- 苅田町外国人ワンストップ相談窓口
☎ 080-7310-7394
月～金 (9:00～11:30/13:00～16:30)

年末年始、祝祭日は、お休みになります。詳しくは、「社協だより」「広報かんだ」でご確認ください。

年末年始、祝祭日は、お休みになります。詳しくは、「広報かんだ」「社協だより」「広報かんだ」でご確認ください。

面談で

心配ごと相談

- パンジープラザ相談室
民生委員・行政相談員等
毎週火曜日
9:30~11:30

身障相談

- パンジープラザ相談室
身体障害者福祉会員
毎月最初の火曜日
13:30~15:00

相続・多重債務・ 成年後見相談

- パンジープラザ相談室
司法書士
奇数月の第3水曜日(要予約)
10:00~12:00

くらし・しごと・家計 困りごと相談室

- 福岡県自立相談支援事務所
行橋市宮市町2-8 ヘブンリービル1F
(JR行橋駅東口より徒歩2分)
☎ 0930-26-7705
FAX 0930-26-7706
月~金(9:30~17:30)
※祝日も開いています

特設人権相談所

- 三原文化会館会議室
人権擁護委員
令和5年 6月7日(水)
10月4日(水)
12月6日(水)
10:00~15:00

法律相談

- パンジープラザ相談室
弁護士
毎月最初の月曜日(要予約)
13:30~16:30

行政相談

- 三原文化会館1階小会議室
行政相談員
毎月1回
※詳しくは「広報かんだ」を
ご覧ください。

成年後見に関する 身近な相談支援窓口

- 行橋・京都成年後見センター
おれんじ
☎ 0930-26-8910
FAX 0930-26-8912
月~金(9:30~17:00)
※土日祝日年末年始はお休みです